

高額な外来診療を受ける場合に『認定証』などの提示で窓口支払いが一定の金額にとどめられます

平成24年4月より、外来の診療を受ける際に『限度額適用認定（・標準負担額減額認定）証』等を提示すると、窓口での支払いを自己負担限度額までにとどめることができます。

入院時に提示した場合も、これまでどおり入院診療にかかる窓口支払いを、自己負担限度額までにとどめることができます。

【認定証の交付対象】国民健康保険に加入中で

- ①70歳未満の人
- ②70歳以上で世帯主と国保加入者全員が住民税非課税である世帯の人
- ※②以外の70歳以上の人は、認定証は必要ありません。『高齢受給者証』を提示することで、同様に窓口での支払いが自己負担限度額までになります。



【申請方法】

保険医療課または各支所福祉生活課の窓口までお越しください。

【その他】

- 75歳以上の人は、国民健康保険ではなく後期高齢者医療制度での取り扱いとなります。
- 国民健康保険ではなく、お勤め先の健康保険に加入中の人は、お勤め先に問合せください。

【注 意】

- 現在、入院時に使用できる認定証をお持ちの人は、あらたに交付申請をする必要はありません。平成24年4月以降、今お持ちの認定証が外来にも使えます。
- 国民健康保険料に滞納がある場合は、認定証の交付ができません。ひと月の窓口負担が自己負担限度額以上になった場合でも、いったんその額をお支払いいただき、後で高額療養費の申請をしてください。
- 窓口で認定証や高齢受給者証を提示して受診しても、同月の他の医療費を合算した場合に、高額療養費として返金できる場合があります。詳細は下記まで問い合わせください。

高額療養費の申請について

医療機関の窓口で支払われた負担額が限度額を超えた場合に、申請をしていただくとその超過分について高額療養費をお支払いします。

限度額は世帯の所得状況や年齢によって異なります。また、高額療養費は世帯単位で計算し、世帯主にお支払いします。

世帯全体で医療費が高額になった場合は申請の対象になることがありますので、必要書類をお持ちのうえ、窓口でお尋ねください。

【必要書類】医療機関の領収書、保険証、印鑑、通帳（世帯主名義のもの）

☎ 保険医療課〈本館1階〉(☎65-6512)、各支所福祉生活課

～後期高齢者医療に加入中の人へ～

限度額適用・標準負担額減額認定証が通院時にも使えるようになります！！

平成24年4月1日から、『限度額適用・標準負担額減額認定証』（以下「減額認定証」）が入院時だけでなく、通院時にも使えるようになります。

減額認定証を医療機関等窓口で提示すると、ひとつの医療機関等でのお支払いが、所得に応じて設定されたひと月の自己負担限度額以内になります。

【認定証の交付対象】後期高齢者医療に加入中の非課税世帯の人

【申請方法】（現在お持ちの人はそのままお使いいただけます）。

印鑑、保険証、本人確認ができる書類（免許証、保険証など）をお持ちのうえ、窓口で申請してください。

※ご本人または同じ世帯の人以外の申請時には委任状が必要です。



☎ 保険医療課〈本館1階〉(☎65-6527)、各支所福祉生活課

平成24年4月1日（日）から長浜米原休日急患診療所が移転します

長浜米原休日急患診療所は、4月1日（日）から保健センター宮司分室（長浜市宮司町）に移転します。

なお、3月25日（日）までは、従来どおり長浜市保健センター（八幡東町）で開所しています。

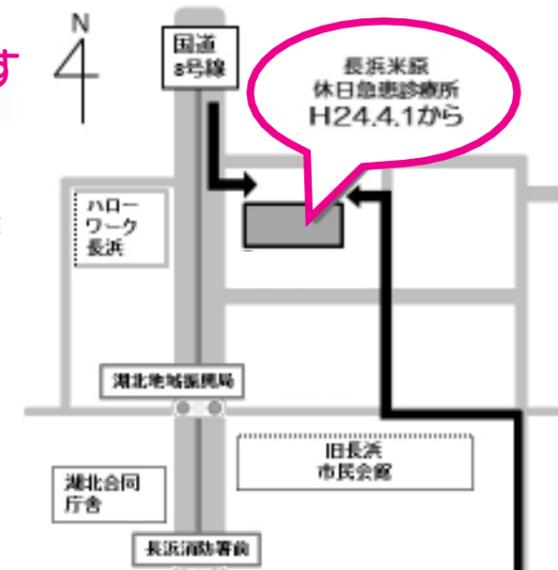
【移転先】長浜市宮司町1181-2

TEL：65-1525

（長浜市保健センター宮司分室）

- 診療日 日曜日・祝日・年末年始
- 受付時間 8時30分～11時30分
12時30分～17時30分
- 診療科 内科・小児科
- 持ち物 保険証/福祉医療券/お薬手帳/マスク/ナイロン袋
- ※感染症拡大防止のため、マスク着用にご協力をお願いします。

平日の問い合わせは、健康推進課（☎65-7779）まで



日曜・祝日の内科・小児科の救急受診は、原則として長浜米原休日急患診療所へ。
※重症の恐れや、検査・入院の必要性がある場合は病院を受診してください。

塩津診療所の診療日が週5日となります

現在、週3日の診療となっていますが、4月からは通常診療となります。

☎ 塩津診療所 (☎88-0341)

永原診療所の休診日が変わります

4月から休診日が木曜日から水曜日になります。

☎ 永原診療所 (☎89-0012)

※診療日（時間等）の詳細については、各診療所に問合せください。
尚、西浅井地域の人へは、後日チラシ等でお知らせします。

診療所についての問い合わせは保険医療課（☎65-6512）まで



長浜市国民健康保険一部負担金の徴収猶予及び免除制度について

災害などの特別な理由により、一時的に経済的に苦しくなった世帯（審査があります）は医療費の支払いを遅らせることができます。なお、収入が生活保護基準以下であれば、入院費に限り免除されます。

【対象となる人】世帯主が次のいずれかに該当し、経済的に苦しくなった世帯の被保険者

- ①震災、風水害、火災などで死亡、あるいは通常の生活ができないほどの負傷をした。または資産に重大な損害を受けた。
- ②天候不順による農作物の不作、不漁などにより、収入が著しく減少した。
- ③事業または業務の休廃止、失業等により収入が著しく減少した。
- ④①～③に類する事由により生活に困窮している。

【申請手続】医療機関を受診する前に保険医療課又は各支所福祉生活課に世帯主が申請書と必要書類を提出してください。

※申請書以外に次のものが必要です

被保険者証、世帯主と被保険者の給与支払明細書と預金通帳、（失業の場合）雇用保険受給者証、離職証明書、（災害の場合）被災証明書、その他申請理由を明らかにする書類、印鑑

☎ 保険医療課 (☎65-6512)